

第71回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月25日(火曜日) 午前10時
受付開始:午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール

開催場所が前回と異なりますので、
末尾の「株主総会会場のご案内」
をご参照ください。

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2019年6月24日(月曜日) 午後5時20分

本年から、株主総会にご出席くださる株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

なによりも患者さんのために

沢井製薬株式会社

証券コード 4555

証券コード4555
2019年6月7日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
沢井製薬株式会社
代表取締役社長 澤 井 光 郎

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、郵送又はインターネット等により、2019年6月24日(月曜日)午後5時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日(火曜日)午前10時 [受付開始:午前9時]
2. 場 所 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール

開催場所が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第71期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

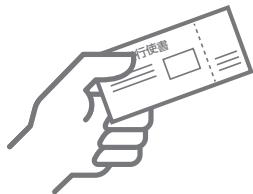
以上

-
1. 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sawai.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - (1)連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - (2)計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 2. 株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sawai.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会へ
出席される
場合



株主総会
開催日時

2019年6月25日(火曜日)
午前10時 [受付開始:午前9時]

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

郵送により
議決権を
行使する場合



行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等
にて行使
いただく場合



行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にアクセスし、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について  0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

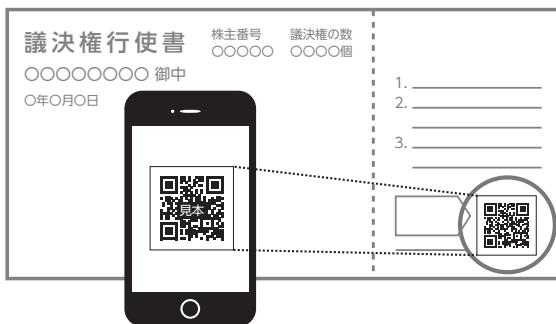
行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、安定的な配当の実現を目指して取り組んでおります。

また、当社は2019年4月1日をもちまして創業90周年を迎えることができました。

これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては当期末配当金を普通配当65円に、これまでご支援いただいた株主の皆様への感謝の意を表するため、90周年記念配当5円を加え、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 70円（うち、普通配当65円、創業90周年記念配当5円）

総 額 3,064,374,880円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役を1名減員し、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席回数
1	再任	さわ い ひろ ゆき 澤 井 弘 行	代表取締役会長	16回/16回（100%）
2	再任	さわ い みつ お 澤 井 光 郎	代表取締役社長	16回/16回（100%）
3	再任	さわ い けん ぞう 澤 井 健 造	取締役 専務執行役員戦略企画部長兼 研究開発本部管掌	16回/16回（100%）
4	再任	すえ よし かず ひこ 末 吉 一 彦	取締役 常務執行役員管理本部長	16回/16回（100%）
5	再任	てら しま とおる 寺 島 徹	取締役 上席執行役員信頼性保証本部長	16回/16回（100%）
6	再任	とう どう なをみ 東 堂 なをみ	取締役	15回/16回（93.8%）
7	新任	お はら まさ とし 小 原 正 敏	—	—

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所届出独立役員候補者

1 さわ い ひろゆき 澤井 弘行

再 任

生年月日	1938年 2 月21日生	所有する当社株式の数	632,600株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1963年 4 月 当社入社 1968年 8 月 当社常務取締役 1978年 4 月 当社代表取締役専務 1988年 9 月 当社代表取締役社長 2008年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井弘行氏は、永年日本のジェネリック医薬品の普及啓発に努めるなどジェネリック医薬品事業に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井弘行氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 さわい みつお 澤井 光郎

再 任

生年月日	1956年 9月28日生	所有する当社株式の数	948,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1989年 1月 当社入社 2000年 6月 当社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 2002年 6月 当社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 2005年 6月 当社専務取締役営業本部長 2008年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井光郎氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、その実績、能力、経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井光郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

3 さわい けんぞう 澤井 健造

再任

生年月日	1968年 5 月26日生	所有する当社株式の数	854,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1995年 4 月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 2001年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社取締役戦略企画部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員戦略企画部長兼営業本部副本部長 2017年 6 月 Upsher - Smith Laboratories, LLC Chairman 現在に至る 2017年 6 月 当社取締役専務執行役員戦略企画部長兼営業本部管掌 2018年 6 月 当社取締役専務執行役員戦略企画部長兼研究開発本部管掌 現在に至る</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>澤井健造氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの中期的成長への戦略策定力と実行力を有する者として、その実績と能力が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>澤井健造氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

4 すえよし かずひこ 末吉 一彦

再任

生年月日	1957年 9月19日生	所有する当社株式の数	1,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1980年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2012年 4月 当社入社 当社経営管理部長</p> <p>2017年 6月 Upsher - Smith Laboratories, LLC Executive Administration 現在に至る</p> <p>2018年 2月 当社上席執行役員管理本部副本部長兼経営管理部長 2018年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る</p> <p>2018年 6月 メディサ新薬株式会社取締役 現在に至る</p> <p>2018年 6月 化研生薬株式会社取締役 現在に至る</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>末吉一彦氏は、金融機関での豊富な経験と経営管理に関する業務経験から、財務及び会計に関する専門性と経営に関する高い見識を有しており、その専門性と見識が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>末吉一彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

5 てらしま とおる 寺島 徹

再 任

生年月日	1959年 8 月 7 日生	所有する当社株式の数	500株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1984年 4 月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社 1984年10月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 2016年 1 月 当社入社 2016年 6 月 当社執行役員信頼性保証本部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員信頼性保証本部長 2018年 6 月 当社取締役上席執行役員信頼性保証本部長 現在に至る		
取締役候補者の 選任理由	寺島徹氏は、医薬品の研究開発・生産・薬事等に関して豊富な知識と業務経験を有しており、その専門性と経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	寺島徹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

6 とうどう 東堂 なをみ

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

生年月日	1959年 9月17日生	所有する当社株式の数	300株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 6月 医師免許取得 1984年 7月 大阪大学医学部附属病院勤務 1987年 7月 一般財団法人大阪府警察協会大阪警察病院勤務 1990年 7月 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院（現公益財団法人日本生命済生会日本生命病院）勤務 2002年 1月 大阪鉄商健康保険組合健康管理室勤務 現在に至る 2007年 1月 日本医師会認定産業医資格取得 2015年 6月 当社取締役 現在に至る		
社外取締役候補者の選任理由	東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識や経験等を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	東堂なをみ氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 東堂なをみ氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社は東堂なをみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

生年月日	1951年 4 月25日生	所有する当社株式の数	— 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1979年 4 月 大阪弁護士会弁護士登録 吉川総合法律事務所（現きっかわ法律事務所）入所 現在に至る</p> <p>1986年 8 月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2004年 4 月 近畿弁護士会連合会理事</p> <p>2017年 4 月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>2018年 1 月 帝人フロンティア株式会社社外取締役 現在に至る</p>		
社外取締役候補者の選任理由	<p>小原正敏氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、その経験と知識を独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		
特別の利害関係	小原正敏氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 小原正敏氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 小原正敏氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループでは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を向上させることを目的として、前連結会計年度より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。同基準に基づいた当連結会計年度の業績につきましては、売上収益184,341百万円（前期比9.7%増）、営業利益25,798百万円（前期比16.2%増）、税引前当期利益25,666百万円（前期比26.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益19,376百万円（前期比38.2%増）となりました。

なお、当社は、IFRSの適用にあたり、会社の経常的な収益性を示す利益指標として、「コア営業利益」を導入し、経営成績を判断する際の重要指標と位置づけることとしております。「コア営業利益」は、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外しております。同基準に基づいた当連結会計年度の「コア営業利益」は、37,738百万円（前期比21.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本セグメント

日本におけるジェネリック医薬品業界におきましては、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針)により、ジェネリック医薬品使用割合80%の目標の達成時期を2020年9月までとされました。これを受け、2018年4月には、保険薬局における「後発医薬品調剤体制加算」、医療機関における「後発医薬品使用体制加算」の要件見直しに加え、院内処方を行う診療所における「外来後発医薬品使用体制加算」の要件見直し、一般名処方の一層の推進等のジェネリック使用促進策を含む診療報酬改定が実施され、薬局市場を中心にジェネリック医薬品の需要が伸長しており、2018年9月に行われた薬価調査によるとジェネリック医薬品の使用割合は72.6%まで高まってきております。

一方で、2017年12月に中央社会保険医療協議会（中協）で了承された「薬価制度の抜本改革について骨子」を踏まえ実施された2018年4月の薬価基準の改定では、薬剤費ベースでの改定率は7.48%の引き下げとなりましたが、その内容は市場での実勢価格に基づく改定を基本としつつも、これまで以上に政策的な引き下げとなっております。また、2019年10月には消費税率の引上げに伴う薬価改定が予定され、さらに2020年4月には2年に1回の通常の薬価改定が予定されており、当社を取り巻く収益環境は一段と厳しいものとなっております。

このような環境におきまして、当社グループは、「なによりも患者さんのために」の企業理念のもと、2021年3月期を最終年度とする3ヶ年の新たな中期経営計画「M1 TRUST 2021（以下「中計」という）」を策定し、2018年5月に発表しました。中計では「国内GE市場での圧倒的地位の確立とUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という）の成長加速による世界をリードするジェネリック医薬品企業への変革」という中長期ビジョンの達成に向け、この3年間を「戦略的提携も視野に入れた業界内ネットワークの構築」の時期と位置づけ、「業界構造の変化に対応できる体制構築とコスト競争力強化」を重点課題に設定しました。

生産・供給体制面においては、全国7つの工場それぞれの特徴を活かした生産効率のアップと生産能力の拡大を継続的に行っております。また、老朽化が進んでいる大阪工場の包装工程を三田西工場へと移管し、2020年に閉鎖することで更なる高効率・低コストを追求してまいります。2018年6月に発生した大阪府北部地震、7月に発生した西日本豪雨、9月に発生した台風、北海道胆振東部地震による影響は軽微でありましたものの、その他自然災害等の非常事態においても生産・出荷を継続できるよう、安定供給体制の一層の強化に努めております。

製品開発・販売面においては、2018年6月に『イルアミクス®配合錠』を含む7成分17品目の新製品を発売するとともに、アストラゼネカ社と製造販売承認承継契約を締結した『ゾーミック®錠・RM錠』の製造販売承認承継が完了し、12月に『ミルタザピン錠・OD錠』を含む6成分14品目を発売しました。

この結果、売上収益は144,098百万円、セグメント利益は24,230百万円となりました。

② 米国セグメント

米国事業においては、成長戦略を加速するため、前期に買収し、子会社化したUSLを通じて米国市場への進出を果たしており、2018年1月にUSLの持分20%を譲渡した住友商事株式会社の米国子会社Sumitomo Corporation of AmericasとともにUSLの新たな成長戦略実現に取り組んでおります。中計では中長期ビジョン達成に向け、この3年間を「USLを基盤としたグローバル企業化への加速」の期間と位置付け、「当社とUSLとの双方の強みを活かした連携」を重点課題に設定しました。

米国におけるジェネリック医薬品業界は、卸・薬局等の統合により3大購買グループのシェアが約90%を占めていること、米国食品医薬品局（FDA）による医薬品簡略承認申請（ANDA）承認件数が過去最高水準を記録したこと等により、ジェネリック医薬品価格の下落基調が続きました。

このような環境におきまして、製品開発面においては、パイプラインを約40成分へと拡大し、販売面においては、既存品目に加え、新製品として2018年5月に『ドキサゾシン錠』、7月に『ビガドロロン散』、8月に『ベキサロテンカプセル』、『ジフェノキシラート塩酸塩・アトロピン硫酸塩錠』、10月に『クロバザム錠・クロバザム内用懸濁液』、2019年3月に『フルオキセチン錠』を発売しました。

この結果、売上収益は40,242百万円、セグメント利益は1,568百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は5,207百万円であり、このうち日本セグメントにおける設備投資額は4,351百万円で、日本国内7工場における生産設備の増強並びに研究開発関係の設備増強を行っております。

また、米国セグメントにおける設備投資額は856百万円であり、生産設備の増強等を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引銀行5行との間に2021年3月を期限とする16,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度期末において、貸出コミットメントラインに係る借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

1961年に開始した国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。

このような状況に対して、近年、医療の質を落とすことなく限られた医療財源の効率的活用を図るべく、ジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。

政府は2017年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針)において「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」とし、2018年度診療報酬制度改定等により、更なるジェネリック医薬品の使用促進を図っています。

ジェネリックシェア80%時代を迎える中、ジェネリック医薬品が担う責任と重要性の高まりに応じて、従来以上に安定供給体制、品質に対する信頼性の確保及び情報収集・提供体制の整備・強化等が求められており、効率的な医療の実現に貢献する企業として、これらの要請に応えていくことが当社として果たすべき社会的責任であると認識しております。

一方、政府により決定された薬価制度の抜本改革によって、最初のジェネリック医薬品収載から12年経過後のジェネリック医薬品の原則1価格帯化や、通常の2年に1度の薬価改定の間の年度においても薬価調査・薬価改定(中間年改定)が導入されたことにより、今後薬価の下落幅が拡大する可能性があります。

このような経営環境の中で当社グループは、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を比類のないものに高め、競争に打ち勝つことが持続的に成長していくために不可欠との判断のもと、その達成のために次の②にあげた7点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取組状況等

[1] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、市場環境、患者さんや医療従事者のニーズに応えた他社品目との差別化が重要であり、また一番手で上市することがジェネリック医薬品として患者さんのニーズに応えることにもなります。特許・技術・コスト・効率化等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の確実な一番手上市を目指してまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。世界中から高品質で適切な原材料の確保、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・向上を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人財の多能職化並びに工場間の人財交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 信頼性の向上

2013年厚生労働省作成「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に対応した品質確保、市販後安全対策への対応は当然のことです。更なる信頼性向上を目指し、より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理への対応並びに医薬品医療機器等法等の遵守体制の強化を図ってまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、ウェブやコールセンター等のマルチチャネルを効率的に活用し、情報提供力の充実・強化を図ります。正確な効能・効果、用法・用量、副作用、品質や付加価値といった医薬品情報のほか有用な情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。マーケティング機能の充実と薬価制度改革や医療政策の変化等に伴う競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とC S R（企業の社会的な責任）への取組みを図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減等による徹底したコスト競争力の強化や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を支える人財の育成、ダイバーシティへの取組みといった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築・強化

当社グループが中長期ビジョンの達成を目指し、また将来に亘って持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開をも図っていく必要があります。当社は2017年5月にUSLを買収し、米国ジェネリック医薬品市場における基盤を獲得しましたが、当社グループの企業価値向上に寄与させるべく、早期のシナジー発揮・実現に向け取り組んでまいります。

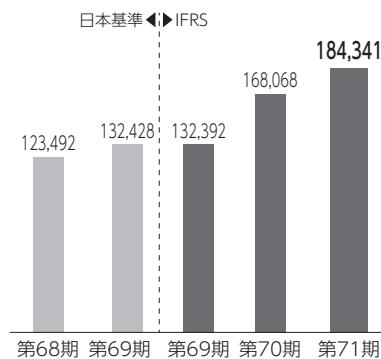
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

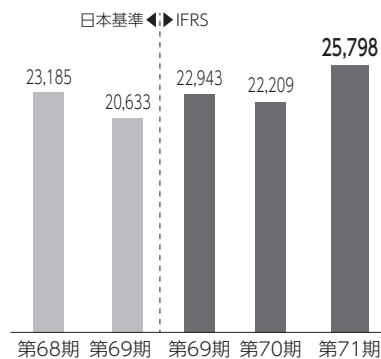
区 分	日本基準		IFRS		
	第68期	第69期	第69期	第70期	第71期 (当連結会計年度)
	2015年4月1日～ 2016年3月31日	2016年4月1日～ 2017年3月31日	2016年4月1日～ 2017年3月31日	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日
売上収益(百万円)	123,492	132,428	132,392	168,068	184,341
営業利益(百万円)	23,185	20,633	22,943	22,209	25,798
経常利益(百万円)	23,025	20,557	—	—	—
親会社の所有者に 帰属する当期利益(百万円)	17,155	15,914	17,969	14,017	19,376
基本的1株 当たり当期利益(円)	465.57	431.65	487.38	360.49	442.62
総資産(百万円)	206,492	221,538	225,609	358,453	372,889
親会社の所有者に 帰属する持分(百万円)	125,720	137,600	141,237	181,350	199,250
1株当たり親会社 所有者帰属持分(円)	3,405.20	3,722.90	3,830.84	4,143.15	4,551.50

(注) 1. 2017年5月開催の取締役会において、第70期より国際財務報告基準(IFRS)を任意適用することを決議しております。
 2. IFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「親会社の所有者に帰属する持分」は「純資産」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は「1株当たり純資産」となります。

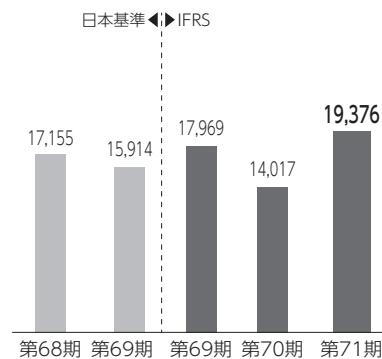
● 売上収益 (百万円)



● 営業利益 (百万円)



● 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(国 内)			
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化研生薬株式会社	52百万円	100%	医薬品製造販売業
(海 外)			
Sawai America Holdings INC.	905百万米ドル	100%	米国持株会社
Sawai America, LLC	—	80%	米国子会社管理統括
Upsher-Smith Laboratories, LLC	—	80%	医薬品製造販売業

(注) 1. 出資比率には子会社を通じた間接所有分を含みます。

2. Sawai America, LLC及びUpsher-Smith Laboratories, LLCの資本金につきましては、該当項目がないため表示していません。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

医療用医薬品の製造及び販売

(8) 主要な事業所

区 分	事業所名	所在地
統 括 営 業	本社 札幌支店 仙台支店 北関東支店 東京第一支店 東京第二支店 名古屋支店 大阪支店 広島支店 福岡支店 長野営業所 東京西営業所 横浜営業所 厚木営業所 千葉営業所 静岡営業所 京都営業所 神戸営業所 北陸営業所 高松営業所 岡山営業所 熊本営業所	大阪市淀川区 札幌市北区 仙台市宮城野区 群馬県高崎市 東京都中央区 さいたま市中央区 名古屋市昭和区 大阪市旭区 広島市中区 福岡市博多区 長野県松本市 東京都立川市 横浜市港北区 神奈川県厚木市 千葉市美浜区 静岡市葵区 京都市南区 神戸市中央区 石川県金沢市 香川県高松市 岡山市北区 熊本市東区
生 産	鹿島工場 関東工場 大阪工場 三田工場 三田西工場 九州工場 第二九州工場	茨城県神栖市 千葉県茂原市 大阪市旭区 兵庫県三田市 兵庫県三田市 福岡県飯塚市 福岡県飯塚市
研 究 開 発	研究所 開発センター	大阪市淀川区 大阪府吹田市

(注) 2018年7月9日 東京第一支店は東京都千代田区から東京都中央区へ移転いたしました。
2019年3月31日 長野営業所・北陸営業所は閉鎖いたしました。

(9) 従業員の状況

① 企業集団

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,131名	121名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,529名	72名減	37.2歳	7.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(10) 主な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	25,461百万円
株式会社日本政策投資銀行	13,150
株式会社三菱UFJ銀行	12,863
株式会社みずほ銀行	5,006
三井住友信託銀行株式会社	2,964
株式会社りそな銀行	214
日本生命保険相互会社	191

(注) 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額	16,000百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	16,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 43,776,784株

(注) 自己株式 299,604株を除いております。

(2) 株主数 13,306名

(3) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,060,500株	6.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,010,000	6.87
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	1,080,411	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,046,500	2.39
サワケン株式会社	994,000	2.27
澤井光郎	948,200	2.16
澤井健造	854,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	805,300	1.83
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	669,800	1.53
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	666,495	1.52

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区 分	2013年7月発行新株予約権	2014年8月発行新株予約権
発行決議の日	2013年6月25日	2014年7月24日
新株予約権の数	19個	15個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 3,800株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1.	当社普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり979,000円 (1株あたり4,895円) (注) 1.	新株予約権1個あたり911,000円 (1株あたり4,555円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2013年7月11日から 2043年7月10日までとする	2014年8月12日から 2044年8月11日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ	(注) 2. イ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 19個(5名)	取締役(社外取締役を除く) 15個(5名)

区 分	2015年7月発行新株予約権	2015年8月発行新株予約権
発行決議の日	2015年6月25日	2015年6月25日
新株予約権の数	15個	85個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき200株)	当社普通株式 8,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり1,098,200円 (1株あたり5,491円)	金銭の払い込みを要しないものとする
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円	株式1株あたり7,716円 (注) 3.
新株予約権の行使期間	2015年7月11日から 2045年7月10日までとする	2017年8月8日から 2021年8月31日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ	(注) 2. ロ、ハ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 15個(5名)	取締役(社外取締役を除く) 85個(2名)

区 分	2016年7月発行新株予約権	2017年7月発行新株予約権
発行決議の日	2016年6月24日	2017年6月27日
新株予約権の数	13個	17個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 2,600株 (新株予約権1個につき200株)	当社普通株式 3,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり1,265,600円 (1株あたり6,328円)	新株予約権1個あたり895,600円 (1株あたり4,478円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2016年7月13日から 2046年7月12日までとする	2017年7月13日から 2047年7月12日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ	(注) 2. イ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 13個(6名)	取締役(社外取締役を除く) 17個(6名)

区 分	2018年7月発行新株予約権
発行決議の日	2018年6月26日
新株予約権の数	23個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 4,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり701,400円 (1株あたり3,507円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2018年7月12日から 2048年7月11日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 23個(6名)

- (注) 1. 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したため、新株予約権の1株あたり払込金額、目的となる株式の数が増加しております。
2. 新株予約権の行使条件
- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。
 - ロ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。
- ハ. 取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、又は、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
3. 2017年11月27日開催の取締役会決議による、新株式の発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに伴い、新株予約権の行使価額が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区 分	2018年7月発行新株予約権
発行決議の日	2018年6月26日
新株予約権の数	18個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 3,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり701,400円 (1株あたり3,507円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2018年7月12日から2048年7月11日までとする
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる
交付状況	執行役員 18個 (10名)

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤 井 弘 行	
代表取締役社長	澤 井 光 郎	
取 締 役	澤 井 健 造	専務執行役員戦略企画部長兼 研究開発本部管掌兼 Upsher-Smith Laboratories, LLC Chairman
取 締 役	小 玉 稔	常務執行役員営業本部管掌兼 メデイサ新薬株式会社取締役兼 化研生薬株式会社取締役
取 締 役	末 吉 一 彦	常務執行役員管理本部長兼 メデイサ新薬株式会社取締役兼 化研生薬株式会社取締役兼 Upsher-Smith Laboratories, LLC Executive Administration
取 締 役	寺 島 徹	上席執行役員信頼性保証本部長
取 締 役	菅 尾 英 文	菅尾・岩見法律事務所代表 株式会社西松屋チェーン社外取締役
取 締 役	東 堂 なをみ	大阪鉄商健康保険組合健康管理室 医師
常勤監査役	坪 倉 忠 男	メデイサ新薬株式会社監査役兼 化研生薬株式会社監査役
監 査 役	松 永 秀 嗣	
監 査 役	友 廣 隆 宣	神戸海都法律事務所 パートナー
監 査 役	平 野 潤 一	平野潤一税理士事務所 代表

- (注) 1. 2018年6月26日開催の第70回定時株主総会において、末吉一彦氏が新たに取締役に、坪倉忠男氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 2018年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、岩佐孝氏は取締役に任期満了により、澤井武清氏は監査役に辞任により退任いたしました。
3. 菅尾英文氏及び東堂なをみ氏は、社外取締役にあります。
4. 友廣隆宣氏及び平野潤一氏は、社外監査役にあります。
5. 監査役平野潤一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役菅尾英文氏、社外取締役東堂なをみ氏、社外監査役友廣隆宣氏及び社外監査役平野潤一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役澤井健造氏は、2018年6月26日付で取締役専務執行役員戦略企画部長兼営業本部管掌兼Upsher-Smith Laboratories, LLC Chairmanから取締役専務執行役員戦略企画部長兼研究開発本部管掌兼Upsher-Smith Laboratories, LLC Chairmanに変更となりました。
8. 取締役小玉稔氏は、2018年6月26日付で取締役常務執行役員管理本部長兼営業本部副本部長兼メデイサ新薬株式会社取締役兼化研生薬株式会社取締役から取締役常務執行役員営業本部管掌兼メデイサ新薬株式会社取締役兼化研生薬株式会社取締役に変更となりました。
9. 取締役寺島徹氏は、2018年6月26日付で取締役執行役員信頼性保証本部長から取締役上席執行役員信頼性保証本部長に変更となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	9名	363百万円
監 査 役	5	32
合 計	14	396

(注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に引当金として計上した次の金額を含めております。

取締役

役員賞与引当金 66百万円

- 上記報酬等の額には、2018年6月26日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額16百万円（報酬としての額）を含んでおります。
- 取締役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第63回定時株主総会において年額670百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
- 監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第67回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- 社外取締役2名及び社外監査役2名に対する報酬等の額は23百万円であり、上記支給額に含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役菅尾英文氏は、菅尾・岩見法律事務所の代表及び株式会社西松屋チェーンの社外取締役であります。なお、当社と菅尾・岩見法律事務所及び株式会社西松屋チェーンとの間には特別な関係はありません。

取締役東堂なをみ氏は、大阪鉄商健康保険組合健康管理室に勤務しております。なお、当社と大阪鉄商健康保険組合健康管理室との間には特別な関係はありません。

監査役友廣隆宣氏は、神戸海都法律事務所のパートナーであります。なお、当社と神戸海都法律事務所との間には特別な関係はありません。

監査役平野潤一氏は、平野潤一税理士事務所の代表であります。なお、当社と平野潤一税理士事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役菅尾英文氏及び東堂なをみ氏とも当期開催された取締役会16回のうち15回に出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

監査役友廣隆宣氏及び平野潤一氏とも当期開催された取締役会16回すべてに出席し、出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役友廣隆宣氏及び平野潤一氏とも当期開催された監査役会15回すべてに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	59百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	3
合 計	62
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	62

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である合意された業務等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、記載内容は、2019年4月26日開催の取締役会決議に基づいております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。

また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付け、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「企業理念」及び「行動基準」の浸透活動であるM1プロジェクトを実施し、役職員挙げて「企業理念」及び「行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
- ロ. 指名・報酬等ガバナンス委員会を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任の強化に努める。
- ハ. コンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努める。
- ニ. 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。
- ホ. 社長直轄の経営監査室が内部監査を実施する。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する。
- ヘ. 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。
- ロ. 「内部者取引管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。
- ロ. 品質及び安全性に関しては、「品質方針」及び「安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。
- ハ. 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- ニ. 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、経営監査室がその評価を行う。
- ホ. 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行う。また、経営会議を毎月1回以上開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
- ハ. 中期経営計画に基づく各本部の事業計画を策定し、取締役・執行役員を中心に構成される会議体においてその進捗管理を行う。
- ニ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。
- ホ. 経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

⑤ 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ各社に対し、当社の「企業理念」及び「行動基準」の周知徹底を図る。また、「グループポリシー管理規程」に基づき、準拠すべき基本的な精神・姿勢を示すグループポリシーの整備・運用を図り、当社グループとしての一体感醸成に努める。
- ロ. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。
- ハ. 経営監査室は、定期的に子会社監査を実施する。
- ニ. 監査役は、子会社の情報収集に努め、取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が補助使用人を求めた場合、経営監査室のメンバーが兼務して対応する。
 - ロ. 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。
 - ハ. 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役会に対して必要な要請を行う。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ロ. 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対しその説明を求めることができる。
 - ハ. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ニ. 取締役の不正行為の通報は、当社グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利な取扱いを受けないようにする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査活動の効率化と質的向上を図る。
 - ハ. 監査役が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① リスクマネジメント委員会を2回開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定しております。
- ② コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、役職員を対象に入社時研修・階層別研修や各種の啓発活動を行い、法令遵守や企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図っております。
- ③ 「情報セキュリティ管理規程」に基づいた人的・技術的・物理的情報セキュリティ対策や、eラーニングをはじめとする社員教育を実施する等、情報漏えいの防止を目的とした対策の強化を図っております。
- ④ 品質及び安全性に関する業務を効果的かつ適切に遂行するため、グループポリシーに基づく「品質方針」及び「安全性方針」を策定し、両方針に基づき業務を行っております。
- ⑤ 見直しを行った「危機管理規程」及び「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に備置する等の取り組みを行っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。
- ⑦ 取締役会を16回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、経営会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。
- ⑧ 指名・報酬等ガバナンス委員会を開催し、取締役の選解任、経営陣幹部及び執行役員の報酬に関する事項を審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
- ⑨ グループ会社に対して、「企業理念」、「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、「グループポリシー管理規程」に基づきグループポリシーの整備・運用を図っております。
- ⑩ 監査役会を15回開催し、監査方針・監査計画を協議決定するとともに、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査並びに法令・定款等の遵守についての監査を実施しております。
- ⑪ 監査役会は、会計監査人との定期的な会合、経営監査室との連携及び代表取締役との定期的な情報交換を行っております。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

① 中期経営計画及び中長期ビジョンの達成

2018年度から始まる3年間の中期経営計画として中期経営計画「M1 TRUST 2021」及び中長期ビジョン達成を目指し、掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

中期経営計画「M1 TRUST 2021」の基本方針と重点施策は次のとおりです。

I. 日本市場 業界構造の変化に対応できる体制構築とコスト競争力強化

1. 安定供給・高品質の継続とコスト競争力の両立
2. ジェネリック80%時代に即した製品開発・営業体制への転換
3. 積極的なアライアンス強化による効率性の追求

II. 米国市場 USLと双方の強みを活かした連携

1. 米国製品ラインナップの拡充・知財戦略の強化
2. パラグラフIV申請品の開発継続
3. USLの独自色を活かした成長戦略の実現

② コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

- I. 株主の権利・平等性の確保
- II. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- III. 適切な情報開示と透明性の確保
- IV. 取締役会等の責務
- V. 株主との対話

③ 株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

連結財政状態計算書

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負債及び資本	
流動資産		負 債	
現金及び現金同等物	57,067	流動負債	
売上債権及びその他の債権	63,676	仕入債務及びその他の債務	43,434
た な 卸 資 産	63,449	社 債 及 び 借 入 金	4,802
その他の流動資産	716	未 払 法 人 所 得 税 等	4,841
流動資産合計	184,907	返 金 負 債	8,071
非流動資産		その他の金融負債	530
有形固定資産	81,233	その他の流動負債	8,672
の れ ん	39,403	流動負債合計	70,350
無 形 資 産	55,134	非流動負債	
その他の金融資産	6,939	社 債 及 び 借 入 金	75,004
その他の非流動資産	631	その他の金融負債	2,523
繰延税金資産	4,641	その他の非流動負債	1,742
非流動資産合計	187,981	繰延税金負債	64
		非流動負債合計	79,334
		負債合計	149,684
		資 本	
		資 本 金	41,184
		資 本 剰 余 金	42,849
		利 益 剰 余 金	113,342
		自 己 株 式	△1,385
		その他の資本の構成要素	3,259
		親会社の所有者に帰属する持分合計	199,250
		非 支 配 持 分	23,954
		資 本 合 計	223,204
資 産 合 計	372,889	負債及び資本合計	372,889

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	184,341
売 上 原 価	△109,442
売 上 総 利 益	74,899
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△32,380
研 究 開 発 費	△16,671
そ の 他 の 収 益	269
そ の 他 の 費 用	△319
営 業 利 益	25,798
金 融 収 益	421
金 融 費 用	△553
税 引 前 当 期 利 益	25,666
法 人 所 得 税	△5,939
当 期 利 益	19,727
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	19,376
非 支 配 持 分	351
合 計	19,727

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	138,253	流動負債	54,975
現金及び預	37,969	買掛金	17,526
受取手形	4,004	電子記録債権	5,428
売掛金	37,540	1年以内返済予定長期借入金	4,802
商品及び製品	4,888	未払金	17,113
仕掛品	25,982	未払費用	794
原材料及び貯蔵品	12,836	未払法人税等	3,754
前払費用	14,467	賞与引当金	2,033
その他の引当金	296	役員賞与引当金	66
	291	返品調整引当金	65
	△19	売上割戻引当金	2,459
		その他	938
固定資産	183,349	固定負債	78,221
有形固定資産	68,416	社債	20,000
建物	29,618	長期借入金	55,048
構築物	892	長期預り金	2,476
機械及び装置	23,797	その他	698
車両運搬具	11	負債合計	133,197
工具器具備品	2,680	(純資産の部)	
土地	9,941	株主資本	186,469
建設仮勘定	647	資本金	41,184
その他	830	資本剰余金	41,938
無形固定資産	4,168	資本準備金	41,508
製造販売承認権	2,370	その他資本剰余金	430
ソフトウェア	1,138	利益剰余金	104,732
その他	659	利益準備金	401
投資その他の資産	110,765	その他利益剰余金	104,331
投資有価証券	5,517	固定資産圧縮積立金	369
関係会社株	100,861	別途積立金	30,400
繰延税金	3,949	繰越利益剰余金	73,562
その他	438	自己株式	△1,385
		評価・換算差額等	1,530
		その他有価証券評価差額金	1,530
		新株予約権	406
資産合計	321,602	純資産合計	188,405
		負債及び純資産合計	321,602

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		143,390
売 上 原 価		91,530
売 上 総 利 益		51,860
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		17
差 引 売 上 総 利 益		51,843
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,870
営 業 利 益		23,973
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	635	
そ の 他	332	967
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	462	
そ の 他	253	715
経 常 利 益		24,226
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	123	
減 損 損 失	1,978	
構 造 改 革 費 用	333	2,434
税 引 前 当 期 純 利 益		21,792
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,928	
法 人 税 等 調 整 額	△492	5,436
当 期 純 利 益		16,356

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

沢井製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅田佳成 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大槻櫻子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沢井製薬株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、沢井製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

沢井製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅田佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大槻櫻子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沢井製薬株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

沢井製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 坪 倉 忠 男 ㊟

監 査 役 松 永 秀 嗣 ㊟

社外監査役 友 廣 隆 宣 ㊟

社外監査役 平 野 潤 一 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内

場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

当社本社・研究所10階ホール

TEL 06-6105-5711

開催場所が前回と異なりますので、
お間違いのないようご注意ください。

交通機関

地下鉄御堂筋線

東三国駅

5番出口より徒歩約2分

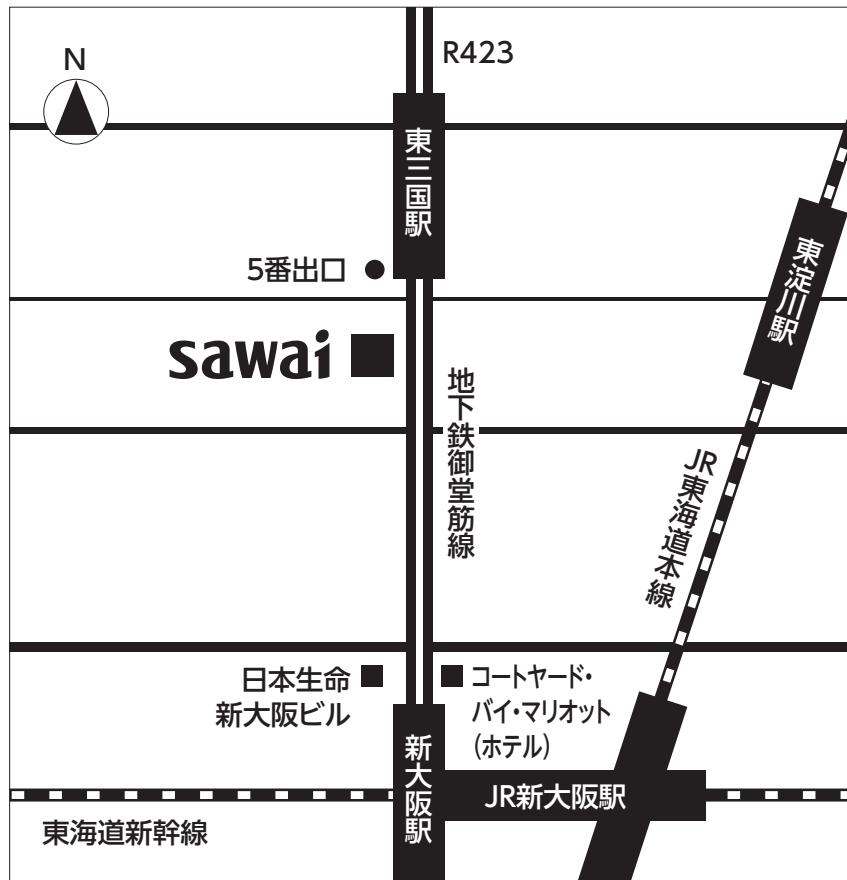
JR、地下鉄御堂筋線

新大阪駅

徒歩約10分

JR東淀川駅

西口より徒歩約8分



本年から、株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

